

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論の取りまとめについて



文部科学省

教育機会確保法の施行状況の検討について

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）附則の規定に基づき、法の施行状況について検討を実施。

（参考）教育機会確保法附則

3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

検討スケジュール

2018年12月

不登校、フリースクール、夜間中学の有識者による合同会議（第1回）を開催

（不登校に関する調査研究協力者会議 フリースクール等に関する検討会議 夜間中学設置推進・充実協議会）

2019年1～2月

不登校児童生徒の支援に係る実態調査を実施

趣旨・概要

各教育委員会等における不登校児童生徒の支援に係る現状を把握するため、

- ①教育機会確保法成立後の取組
- ②民間の団体・施設との連携状況
- ③教育支援センターの活用状況

についての実態調査を実施。調査結果をHPに掲載。

※調査対象：都道府県及び市区町村教育委員会、知事部局、国立大学法人、公立大学法人

3月以降

実態調査の結果等を踏まえつつ、有識者会議において検討

第2回（H31.3.15） 第3回（R1.5.13） 第4回（R1.6.7）

6月末

再び、不登校、フリースクール、夜間中学の有識者による合同会議を開催し、これまでの議論を取りまとめ



教育機会確保法の施行状況に関する議論のとりまとめ【概要】

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の附則の規定に基づき、平成30年12月から有識者会議において、法律の施行状況についての検討を行い、令和元年6月にその議論をとりまとめた。

不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する主なとりまとめの概要は以下のとおり。

主な現状・課題

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、平成25年度以降5年連続で増加している。（小中合計：**144,031人**）
- 法や基本指針の内容が教職員に十分周知されておらず、その趣旨に基づく対応が徹底されていない。
→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315（**約16%**）
- 特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）は全国に**12校**あり、このうち法成立後、新たに設置されたものは**2校**。（59の教育委員会等が設置を検討している）。
- 教育支援センターは全国に**1,295箇所**、**約6割**の自治体に設置されている。未設置の主な理由は「通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため」や「予算・場所の確保が困難なため」。
- 約15%**の教育委員会等が不登校児童生徒の支援に当たり、民間の団体・施設と連携している。連携していない主な理由は「域内に民間の団体・施設がないため」や「不登校児童生徒が利用できる施設が他にあるため」。
- 法や基本指針の内容が児童生徒、保護者、地域の関係機関等に十分周知されていない。（法の趣旨を周知するため広報活動に取り組んだ教育委員会等は**約5%**）
- 約500**の教育委員会等において、不登校児童生徒が多く在籍する小学校や中学校に対し、その支援のための**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー**の配置を工夫している。
- 約60**の教育委員会等で不登校児童生徒が学校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。

主な対応の方向性

- 全ての教職員が法や基本指針の趣旨（不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること等）を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、**法や基本指針の理解を深めるとともに、民間の団体等と連携するなどして、多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策**を検討する。
- 不登校特例校**の設置や取組事例等の周知、設置の申請に係る支援の強化など、設置促進に向けた方策を検討する。
- 教育支援センター**が設置されていない自治体への設置を推進するほか、近隣の既設のセンターとの連携や複数の自治体による**広域連携、公と民との連携、既存の公的施設の活用等によるセンターの設置等**、学校外の公的機関による支援体制の整備を推進する。
- ICTを活用した学習機会の提供、訪問型支援**、保護者や学校の教職員への**コンサルテーション**など、支援の中核としての教育支援センターの機能強化を図るほか、地域の大学等の教育機関を含め**関係機関と連携した支援体制の構築**を推進する。
- 教育委員会等と**民間の団体・施設の連携**推進に向けた方策を検討する。
- 不登校児童生徒の実態や要因等に関する**調査研究**について検討する。
- 学校において、不登校児童生徒の個々の状況に応じ、関係機関と連携した支援を行うことができるよう**チーム学校を一層充実させるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を推進**する。
- 多様な教育機会の確保のために必要な**経済的支援**の方策について、現行制度の活用も含め、引き続き検討する。

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和2年度要求・要望額 212百万円
(令和2年度新規)



- 【背景】
- 不登校児童生徒数は5年連続増加（平成29年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約14万4千人）
 - 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

I 不登校児童生徒に対する支援体制の整備推進 (202百万円)

【補助事業（補助率：1/3）・新規】

■ 不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備

不登校に係る相談窓口を教育支援センターに整備するとともに、**教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、民間団体等の連携による不登校児童生徒の支援体制の整備**

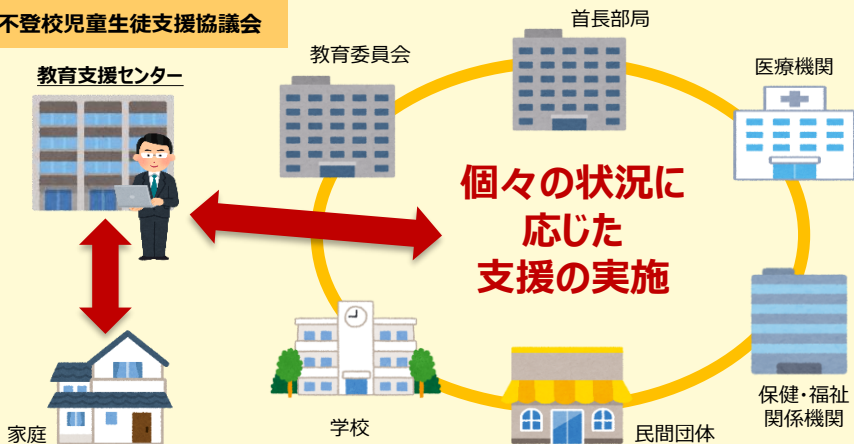
- ・関係者間の情報共有を図るため、**不登校児童生徒支援協議会等を設置**
- ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置** 等

■ 学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進

自治体が行う不登校児童生徒に対する支援の推進

- ・**フリースクール等の民間団体と連携した保護者学習会や研修等の実施**
- ・学校以外の場で相談・指導を受ける不登校児童生徒に対する**経済的支援**
- ・遠隔教育も含め、**ICTを活用した学習支援**体制の整備 等

不登校児童生徒支援協議会



II 不登校児童生徒の実態把握に関する調査研究 (11百万円)

【委託事業・新規】

■ 不登校に関する実態調査

不登校児童生徒数は5年連続増加しているところ、**その要因は複雑化・多様化**しており、不登校の未然防止や不登校児童生徒への必要な支援の在り方等を検討する上で、その**実態を詳細に把握することが不可欠**である。

(主な調査項目)

- ・不登校になった要因
- ・学校外で受けている相談・指導の状況 等



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

■ スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度要求・要望額 7,013百万円

1. 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助)
3. 補助率 1/3

サポートスタッフの配置 (関連施策)

■ 学力向上を目的とした学校教育活動支援

令和2年度要求・要望額 3,649百万円の内数

1. 事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (市区町村は間接補助)
3. 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校の支援 (関連施策)

■ 教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）

令和2年度要求・要望額 2,767百万円の内数

1. 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT専門員等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県
3. 補助率 1/2

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度要求・要望額7,013百万円

(前年度予算額 6,460百万円)



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から5年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度要求・要望額：5,064百万円(前年度予算額：4,738百万円)

補助制度

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市



求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

予算措置済み

- ✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校）

新規・拡充事項

いじめ 不登校

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**500校**
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
※教育支援センター対応分については措置済み（250箇所）

虐待 貧困

- **虐待対策**のための重点配置：**1,000校**
※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

質の向上

- **スーパーバイザー**の配置：**67人**

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度要求・要望額：1,950百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**500校**
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置：**1,000校**
※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

- **スーパーバイザー**の配置：**67人**（←47人）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学部分の要旨)

令和元年6月21日
不登校に関する調査研究協力者会議
フリースクール等に関する検討会議
夜間中学設置推進・充実協議会

(1) 夜間中学の設置促進

- ・全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、引き続き促進する。また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する。

(2) 既設の夜間中学の教育活動の充実

① 生徒の多様性を踏まえた指導・事務体制

- ・多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教員(養護教諭を含む)に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導事務体制の効果的な強化・充実を進める。
- ・夜間中学におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

② 外国人指導・日本語指導

- ・研修の実施や講師の派遣などにより夜間中学の教員に必要な日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。

③ 経済的支援

- ・夜間中学に必要な特有の経費に係る財政的支援の在り方について検討する。

(3) 各自治体における協議会の設置

- ・域内に既に夜間中学が設置されている都道府県を含む全ての都道府県における協議会等の設置を促進する。
- ・夜間中学の設置に向けた検討や他市町村からの生徒受け入れ等が進むよう、都道府県に対し、協議会などの関係市町村(指定都市を含む)の情報共有を行う場所を設置し、市町村間調整を主導するよう促す。

(4) 広報活動の推進

- ・全国的な広報を行うとともに、ニーズ調査の実施と併せた自治体における広報活動を支援する。

夜間中学の設置促進・充実

令和2年度要求・要望額 132百万円
(前年度予算額 46百万円)



背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数は増加する見込み
- 平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。平成30年6月、「第3期教育進行基本計画」で全都道府県に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととした。平成31年度に2校新設され、現在、全国9都府県27市区に33校。各地で設置の機運が高まっている。
- 今後、全ての指定都市における設置も促進。



目的・目標

教育機会確保法及びその見直しの方針等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
(特に、未設置の38道県、13指定都市)
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

● 夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）【新規】

90,000千円(500万×18カ所)

夜間中学新設準備に伴うコーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費の補助(1/3)。

● 都道府県における協議会等の設置・充実（委託）

4,000千円(50万×8カ所)

教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置・活用を促進。特に都道府県の調整機能を高め、民間団体等も参画する協議会等のモデル創出を図る。

◆ 夜間中学についての広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するためのシンポジウムの開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

5,000千円

夜間中学の教育活動の充実

● 夜間中学における教育活動充実（委託）

31,000千円(100万×31校)

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。

- ・ 高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
 - ・ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
 - ・ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
 - ・ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
 - ・ 遠方から通学する生徒への支援の在り方など
- ※SC・SSW、日本語指導補助者、母語支援員等は関係事業で対応

- ◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

2,000千円

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

事業を実施して、
期待される効果

- ⇒夜間中学のない43地域における設置
- ⇒協議会等が設置されていない30地域への設置
- ⇒既設の夜間中学の教育活動の充実・受入れ拡大

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる（教育機会確保法第3条）こと